

随意契約理由書

件名	営業所勤務管理システム プリンタ リース契約
契約の相手方	NECキャピタルソリューション株式会社 神戸営業所長 渡邊 祐史
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14（第1項第2号に該当）
随意契約の理由 本契約相手方は、営業所勤務管理システムを構築した者のグループ内会社である。 営業所勤務管理システムを構築した者以外の者に施行させた場合、 システムが原因となる故障が生じた際、瑕疵担保責任の範囲が不明確となる等、密接不可分な関係にある保守を含む契約であるため。	
担当部署 (問合せ先)	交通局職員課(電話番号 外線:984-0113 内線:959-6023)